

地域リハビリテーション広域支援センターの指定に係る審査・選定要領（案）

1 審査方法

申請者から提出された指定申請書類の内容について、選定会議の構成員が次による審査を行う。なお、(1) 形式審査については、あらかじめ事務局において確認しておくものとする。

(1) 形式審査

必要書類が必要部数あるか等の申請にあたっての形式的な要件を確認する。

(2) 書類審査

地域リハビリテーション広域支援センターとして活動するための、運営体制及び業務遂行能力について、申請書類により審査する。

2 審査基準

「地域リハビリテーション広域支援センターの指定に係る審査基準」のとおり。

3 評価・選定方法

(1) 選定会議の構成員の過半数が、審査基準（ア）の全項目を適とした場合は、
適当とする。

(2) 選定会議の構成員の過半数が、審査基準（イ）の1項目でも0点が無いことかつ合計点が50点を超えた場合は、適当とする。

(3) 申請者が(1)及び(2)の条件に該当する場合は、当該申請者を地域リハビリテーション広域支援センターとして適当と判断する。